

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第一条（省略）</p> <p>2 第四条第一項第二号（保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。</p> <p>一（省略）</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七・一九号の一の<u>（三）のAの（b）の（1）</u>に掲げる物品</p> <p>3及び4（省略）</p> <p>（特例申告に係る指定貨物について適用しない規定）</p> <p>第四条の四 法第七条の二第五項（申告の特例）に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一定率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）、第十四条第六号、第十号、第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。第四号において同じ。）及び第十四号（無条件免税）、第十四条の二（再輸入減税）、第十七条（再輸出免税）、第十八条（再輸出減税）並びに第十九条の三（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）</p> <p>二 関税暫定措置法第八条の二第一項（特惠関税等）（同法第八条の四第一項（鉱工業産品等に対する特惠関税の適用の停止の特例等）に規定する特定特惠鉱工業産品等に係る場合に限る。）</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 第四条第一項第二号（保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七・一九号の一の<u>（三）のAの（2）の（i）</u>に掲げる物品</p> <p>3及び4 同上</p> <p>（特例申告に係る指定貨物について適用しない規定）</p> <p>第四条の四 法第七条の二第五項（特例申告に係る指定貨物について適用しない規定）に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一定率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）、第十四条第六号（注文取集めのための見本の無条件免税）、第十号、第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。第四号において同じ。）及び第十四号（再輸入免税）、第十四条の二（再輸入減税）、第十七条（再輸出免税）、第十八条（再輸出減税）並びに第十九条の三（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）</p> <p>二 関税暫定措置法第八条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）及び第八条の二第一項（特惠関税等）（同法第八条の四第一項（鉱工業産品等に対する特惠関税の適用の停止の特例等）に規定する特定特惠</p>

三 (省略)

四 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第一号(定率法第十四条第六号、第十号、第十一号及び第十四号に係る部分に限る。)及び第四号並びに第三項第四号(免税等)、第十五条第一項(変質、損傷等の場合の軽減又は還付等)、第十五条の二(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)、第十五条の三(再輸出される課税物品に係る消費税の軽減)並びに第十六条の三(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付)

五 (省略)

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 特例輸入者は、帳簿を備え付けて、これに特例申告に係る指定貨物で輸入の許可を受けたもの(以下この条において「特例申告貨物」という。)について当該特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号並びに関税暫定措置法第八条第一項(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)の規定により関税の軽減を受けた場合にあつてはその旨を記載しなければならない。

2 法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一六 (省略)

七 特例申告貨物(関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた場合に限る。)の原料又は材料として輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書

- イ 当該特例申告貨物及び当該輸出された貨物の記号、番号、品名及び数量
- ロ 加工又は組立ての明細

鉱工業産品等に係る場合に限る。)

三 同上

四 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第一号(定率法第十四条第六号、第十号、第十一号及び第十四号に係る部分に限る。)及び第四号(消費税の免除)並びに第三項第四号(消費税を除く内国消費税の免除)、第十五条第一項(変質、損傷等の場合の軽減)、第十五条の二(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)、第十五条の三(再輸出される課税物品に係る消費税の軽減)並びに第十六条の三(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付)

五 同上

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 特例輸入者は、帳簿を備え付けて、これに特例申告に係る指定貨物で輸入の許可を受けたもの(以下この条において「特例申告貨物」という。)について当該特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一六 同上

ハ 当該輸出された貨物がその輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格

二 当該特例申告貨物につき関税の軽減を受けた額及びその計算の基礎

八 特例申告貨物（関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十七号第一項第一号又は第二号（原産地の証明）に掲げる物品を除く。次号において同じ。）に係る同項に規定する原産地証明書

九 特例申告貨物に係る関税暫定措置法施行令第三十条第一項（特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特惠受益国原産品についての証明）（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類

十 特例申告貨物（関税暫定措置法施行令第二十七号第一項第二号に掲げる物品を除く。）に係る同令第三十一条第三項各号（特惠対象物品の本邦への運送のいづれかに掲げる書類

3~7（省略）

（払戻し等に係る法律の規定）

第十一条 法第十三条の二（過大な払いもどし等に係る関税額の徴収）に規定する政令で定める法律の規定は、定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）、第十九条の二第二項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）、第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）並びに第二十条第一項及び第二項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定とする。

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任

七 特例申告貨物（関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第五十一号第一項第一号又は第二号（原産地の証明）に掲げる物品を除く。次号において同じ。）に係る同項に規定する原産地証明書

八 特例申告貨物に係る関税暫定措置法施行令第五十四条第一項（特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特惠受益国原産品についての証明）（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類

九 特例申告貨物（関税暫定措置法施行令第五十一条第一項第二号に掲げる物品を除く。）に係る同令第五十五条第三項各号（特惠対象物品の本邦への運送の証明）のいづれかに掲げる書類

3~7 同上

（払戻し等に係る法律の規定）

第十一条 法第十三条の二（過大な払戻し等に係る関税額の徴収）に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。
一 定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の戻し税）、第十九条の二第二項（課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税）、第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）並びに第二十条第一項及び第二項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税）の規定

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任

されるものとする。ただし、法第九条の二第二項（納期限の延長）の規定、法第
十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告に係る指定貨物についての法第二章（
関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに定率法第
二十一条の四の三（認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく
税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら
行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税
関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事
項を所轄する税関支署

イ（省略）

ロ 定率法第二十一条の二（輸入禁制品に係る申立て手続等）（第四項を除く

。及び第二十一条の二の二（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の
求め）の規定

ハ（省略）

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関
長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長
が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の六、第七条の七、第七条の十及
び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）及び法第六章（通関）（法第
六十七条の三第一項、第六十七条の七及び第六十七条の九を除く。）の規定

ロ 法第四十三条の三（外国貨物を置くことの承認）（法第六十二条において
準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の三（保税展示場に入れる外
国貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の
制限等）及び第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これら
の規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第
六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税

されるものとする。ただし、法第九条の二第二項（納期限の延長）の規定及び特
例申告に係る指定貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）
の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税
関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事
項を所轄する税関支署

イ 同上

ロ 定率法第二十一条の二（輸入禁制品に係る申立て手続等）（第四項を除く

。）の規定

ハ 同上

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関
長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長
が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）（法第七条の二第一項、第
七条の六、第七条の七、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章
（運送）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の七
及び第六十七条の九を除く。）の規定

ロ 法第四十三条の三（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（法第六十
二条において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の三（保税展示
場に入れる外国貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等
の蔵置場所の制限等）及び第六十二条の五（保税展示場外における使用の許
可）（これらの規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）
の規定、法第六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物に

<p>の徴収)の規定、法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定並びに法第九十八条(臨時開庁)の規定</p> <p>八 (省略)</p> <p>2 4 (省略)</p> <p>5 第一項ただし書の規定により法第十一条の規定に基づく関税の徴収の権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納税義務者に通知するものとする。</p>	<p>ついでに関税の徴収)の規定、法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定並びに法第九十八条(臨時開庁)の規定</p> <p>八 同上</p> <p>2 4 同上</p>
--	---

改正案

関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）

目次

第一章 第十二章の二（省略）

第十二章の三 輸入禁制品（第六十一条の三 第六十一条の十四）

第十三章（省略）

附則

（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定）

第五十七条 法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 六（省略）

六の二 法の別表第二七一・一九号の一の(三)のAの(a)及びBの(a)に掲げる重油及び粗油

七 十（省略）

（帳簿の備付け）

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第六号、第六号の二、第九号及び第十号に掲げる貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

現行

関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）

目次

第一章 第十二章の二 同上

第十二章の三 輸入禁制品（第六十一条の三 第六十一条の十三）

第十三章 同上

附則

（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定）

第五十七条 法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 六 同上

七 十 同上

（帳簿の備付け）

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げる貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一〇五 (省 略)

(認定手続)

第六十一条の三 税関長は、法第二十一条第四項(輸入禁制品)の規定による認定手続においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十一条の九の二第一項第一号及び第二項、第六十一条の十一の二第一項並びに第六十一条の十一の三において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第二十一条第四項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十一条の十一の二第二項において同じ。)(及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(以下この条において「輸入者」という。))に対し、当該疑義貨物が法第二十一条第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 (省 略)

3 法第二十一条第四項及び第五項の規定による権利者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一〇六 (省 略)

七 法第二十一条の二第一項(輸入禁制品に係る申立て手続等)の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

八 (省 略)

4 法第二十一条第四項及び第五項の規定による輸入者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年月日(疑義貨物が郵便物の場合にあつては、関税法第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による通知がされた年月日)

一〇五 同上

(認定手続)

第六十一条の三 税関長は、法第二十一条第四項(輸入禁制品)の規定による認定手続においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十一条の九の二第一項第一号及び第二項並びに第六十一条の十一の二において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第二十一条第四項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十一条の十一の二第二項において同じ。)(及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(以下この条において「輸入者」という。))に対し、当該疑義貨物が法第二十一条第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 同上

3 法第二十一条第四項及び第五項の規定による権利者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一〇六 同上

七 法第二十一条の二第一項(認定手続の申立て)の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

八 同上

4 法第二十一条第四項及び第五項の規定による輸入者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年月日(疑義貨物が郵便物の場合にあつては、関税法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知がされた年月日)

二丁四（省略）

五 法第二十一条の二第二項の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（関税法第三十六条第二項（保税地域についての規定の準用等）、第四十条第一項（貨物の取扱い）（同法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用））において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）及び第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六（省略）

5（省略）

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求めの手続）

第六十一条の五の二 税関長は、法第二十一条の二の二（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付しなければならない。

（意見を聴くことの求めの手続）

第六十一条の十 法第二十一条の四第一項（意見を聴くことの求め等）の規定による求め（以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。）をしよつとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしよつとする者が法第二十一条の四第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を

二丁四 同上

五 法第二十一条の二第二項の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（関税法第三十六条第二項（保税地域についての規定の準用等）、第四十条第一項（指定保税地域における貨物の取扱い）（同法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用））において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）及び第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六 同上

5 同上

（意見を聴くことの求めの手続）

第六十一条の十 法第二十一条の四第一項（意見を聴くことの求め）の規定による求め（以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。）をしよつとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、これを税関長に提出しなければならない。

当該意見照会請求をしようとする者が同項に規定する輸入者である場合にあっては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一～四（省略）

（特許庁長官に対する意見の求めの手續）

第六十一条の十一 税関長は、法第二十一条の四第二項（意見を聴くことの求め等）の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第二十一条の四第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第二十一条の四第一項に規定する輸入者である場合 当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第二十一条の四第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考とな

一～四 同上

（特許庁長官に対する意見の求めの手續）

第六十一条の十一 税関長は、法第二十一条の四第二項（特許庁長官に対する意見の求め）の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び前条に規定する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、同条に規定する書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを特許庁長官に提出しなければならない。

るべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

3| 税関長は、法第二十一条の四第二項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸入者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(認定手続における専門委員への意見の求めの手続)

第六十一条の十一の三 税関長は、法第二十一条の四の三(認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付しなければならない。

(専門委員)

第六十一条の十四 税関長は、法第二十一条の二(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)又は法第二十一条の四の三(認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員を委嘱するときは、期間を定めて行うものとする。

2| 税関長は、法第二十一条の四第二項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る意見照会請求をした者及び当該意見照会請求に係る貨物を輸入しようとする者に対し、前項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

改正案

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）

目次

- 第一章 暫定税率（第一条 第六条）
- 第二章 航空機部分品等の免税（第七条 第十条）
- 第三章 特別緊急関税等（第十一条 第十九条）
- 第四章 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税（第二十条 第二十四条）
- 第五章 特惠関税等（第二十五条 第三十二条）
- 第六章 メキシコ協定に基づく関税割当制度等（第三十三条）
- 第七章 軽減税率等（第三十四条・第三十五条）
- 第八章 減免税物品の用途外使用等（第三十六条 第三十九条）
- 第九章 自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例等（第四十条 第四十五条）
- 第十章 雑則（第四十六条・第四十七条）

現行

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）

目次

- 第一章 暫定税率（第一条 第六条）
 - 第二章 航空機部分品等の免税（第七条 第十条）
 - 第三章 削除
 - 第四章 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付（第十四条 第二十一条）
 - 第五章 石油アスファルト等に係る関税の還付（第二十三条 第三十二条）
 - 第六章 削除
 - 第七章 特別緊急関税等（第三十六条 第四十三条）
 - 第八章 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税（第四十四条 第四十八条）
 - 第九章 特惠関税等（第四十九条 第五十八条）
 - 第九章の二 メキシコ協定に基づく関税割当制度等（第五十九条 第六十一条）
 - 第十章 軽減税率等（第六十二条・第六十三条）
 - 第十一章 減免税物品の用途外使用等（第六十四条 第六十七条）
 - 第十二章 自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例等（第六十七条の二 第六十七条の七）
 - 第十三章 雑則（第六十八条・第六十九条）
- 附則
- （暫定税率を適用する原油に係る石油化学製品の指定）

第三条の三 法の別表第一第二七九号の(1)に規定する政令で定める石油化学製品は、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。

）の分解炉で熱分解用に供される原油から製造されるエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂とする。

（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）

第四条 法の別表第一第二七一・一一号の(一)の(1)に規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。

一及び二 (省略)

（石油製品の混合）

第六条 法の別表第一第二七一・一九号の(一)の(三)のAの(b)の(1)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得られた重油又は粗油は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により、本邦に到着した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）（第二七一・一一号の(一)の(三)及び第二七一・一九号の(一)の(二)に掲げる軽油に該当する石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超えない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得られたものとする。

第二七九号の(1)に規定する政令で定める石油化学製品は、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。

）の分解炉で熱分解用に供される原油から製造されるエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂とする。

（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）

第四条 法の別表第一第二七一・一一号の(一)の(1)の(1)の(1)に規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。

一及び二 同上

（石油製品の混合）

第六条 法の別表第一第二七一・一九号の(一)の(三)のAの(2)の(i)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得られた重油又は粗油は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により、本邦に到着した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）（第二七一・一一号の(一)の(三)及び第二七一・一九号の(一)の(二)に掲げる軽油に該当する石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超えない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得られたものとする。

第三章 削除

第十一条から第十三条まで 削除

第四章 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付

第十四条から第十八条まで 削除

（石油化学製品及び還付率の指定等）

第十九条 法第六条第一項に規定するエチレンその他の政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等（同項に規定する揮発油等をいう。以下同じ。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

石油化学製品	揮発油等	還付率
一 エチレン、プロピレン、ブチレン、プタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）の分解炉で熱分解用に供される揮発油又は重油	一キロリットルにつき 五百六十二円
	オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供される灯油	一キロリットルにつき 五百七十円
	オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供される軽油	一トンにつき 八十六円
	プロパン又はブタンを主成分とする石油ガスのうち、オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供されるもの	
二 ベンゼン、トルエン若しくはキシレン又はこれらの一以上及びノルマルヘキサン	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、芳香族炭化水素抽出設備（抽出蒸留設備を含む。）に投入されるもの	一キロリットルにつき 四十四円
三 ベンゼン、トルエン又はキシレン	接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの	一キロリットルにつき 六十二円

四 キシレン	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの	一キロリットルにつき五十三円
五 第二ブチルアルコール、メチルエチルケトン又はアルキルフェニール	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン吸収塔に投入されるもの	一トンにつき九十四円に、中欄に規定するオレフィン吸収塔に投入された石油ガスが硫酸に吸収される重量割合を乗じて得た金額
六 イソブチレン又はブテンー	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、イソブチレン製造設備のイソブチレン抽出装置に投入されるもの	一トンにつき五十六円
七 酢酸、ギ酸、プロピオン酸、こはく酸又はアセトン	脂肪族カルボン酸製造設備（揮発油を空気により酸化し、主として酢酸、ギ酸又はプロピオン酸を製造するものに限る。）の酸化反応器に投入される揮発油	一キロリットルにつき六十七円

八 削除	九 直鎖アルキルベンゼン	灯油のうち脱水素反応器又は塩素化反応器に投入されるノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五以上のものに限る。）	一キロリットルにつき百八十七円
	十 プロピレン	プロパン及びプロピレンを主成分とする石油ガスのうち、プロピレン分留設備に投入されるもの	一トンにつき百円に、中欄に規定するプロピレン分留設備に投入された石油ガスから分留されたプロピレンの当該石油ガスに対する重量割合を乗じて得た金額
	十一 エチルヘキシルアルコール、プチルアルコール又はノルマルブチルアルデヒド	水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備に投入される揮発油	一キロリットルにつき六十六円
	十二 シクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア	水素製造設備の分解炉に投入される揮発油	一キロリットルにつき六十六円
	十三 高級アルコール	灯油のうち脱水素反応器又は酸化反応器に投入されるノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五以上のものに限る。）	一キロリットルにつき百八十七円

2| 前項の表の上欄に掲げる石油化学製品の製造者（以下この項において「第一次製造者」という。）の製造に係る副製品（当該石油化学製品の製造工程において副生する物品をいう。以下同じ。）を原料として、他の製造者が同表の上欄に掲げる石油化学製品を製造した場合には、当該石油化学製品は、第一次製造者が製造したもののみならず。

3| 法第六条第一項に規定する製造工場のシクロヘキサン、カプロラクタム又はアノニア（以下この項において「シクロヘキサン等」という。）の製造工程において揮発油を分解して製造された混合ガス（容量割合において水素及び一酸化炭素を主成分とするものをいう。以下この項において同じ。）又は水素ガス（容量割合において水素を主成分とするもので当該混合ガスを原料として一酸化炭素転化炉において製造されたもの又はその精製ガスをいう。以下この項において同じ。）が当該製造工程において燃料として使用され、又はシクロヘキサン等の製造用以外の用途に使用されたときは、同条第一項の還付の対象となる揮発油の数量は、水素製造設備の分解炉に投入された揮発油の数量からこれらの用途に使用された混合ガス又は水素ガスの数量に対応する揮発油の数量を控除した数量とする。

（製造工場の承認申請手続）

第二十条 法第六条第一項に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする製造工場について、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 当該製造工場の名称及び所在地
- 二 当該製造工場において前条第一項の表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用する同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等の品名、数量及び主たる入手先
- 三 当該製造工場において前号の揮発油等を原料として製造する同号の石油化学製品及び副製品の品名及び数量

四 前号の石油化学製品の製造工程及び製造能力

2 前項の承認を受けた者は、同項各号に掲げる事項（数量に係る部分を除く。）について変更があつたときは、直ちにその旨を記載した届出書を同項の税関長に提出しなければならない。

（使用数量等の届出等）

第二十一条 法第六条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 同一月中に法第六条第一項の用途に使用した揮発油等の数量、規格及び入手先並びに当該数量の計算の基礎
- 二 同一月中に揮発油等を原料として製造した第十九条第一項の表の上欄に掲げる石油化学製品及び副製品の品名、数量及び用途
- 三 法第六条第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場の名称及び所在地

2 税関は、法第六条第二項の届出書の提出があつた場合において、その記載事項につき確認したときは、当該届出書を提出した者に確認書を交付するものとする。

（関税還付の手続）

第二十二条 法第六条第二項の規定により関税の還付を受けようとする者は、前条第二項に規定する確認書の交付があつた日から六月以内に、還付を受けようとする金額及びその算出の根拠を記載した申請書に当該確認書を添付して、これを同項の税関に提出しなければならない。

第五章 石油アスファルト等に係る関税の還付

（製造工場の承認申請手続）

第二十三条 法第七条第二項に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受

けようとする製造工場について、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該製造工場の名称及び所在地

二 当該製造工場において石油アスファルト等（法第七条第一項に規定する石油コークス（以下この章において「石油コークス」という。）又は同項に規定する石油アスファルト（以下この章において「石油アスファルト」という。）をいう。以下この章において同じ。）の製造に使用する原料の品名

三 当該製造工場において製造する石油アスファルト等の石油アスファルト又は石油コークスの別（以下この章において「種別」という。）

四 その他参考となるべき事項

2 第二十条第二項の規定は、前項の記載事項について変更があつた場合について準用する。

（石油アスファルト等の移出の指定）

第二十四条 法第七条第一項に規定する移出から除かれる政令で定めるものは、他の石油コークスの製造工場への石油アスファルトの移出（当該他の石油コークスの製造工場（同項に規定する税関長の承認を受けた製造工場に限る。）内において燃料として消費するための石油アスファルトの移出その他財務省令で定める移出で、これらの移出に該当することにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものを除く。）とする。

（関税還付の手続）

第二十五条 法第七条第一項の規定により関税の還付を受けようとする者は、同項の規定による税関長の承認を受けた製造工場において同項に規定する関税納付済み原油等、石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物（同項の規定の適用を受けていないものに限る。次条において「原料油等」という。）から製造した石油アスファルト等

を移出し、又は消費した月の末日の翌日から六月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場を所轄する税関に提出しなければならない。

一 当該製造工場の名称及び所在地

二 移出した当該石油アスファルト等の種別及び数量

三 消費した当該石油アスファルト等の種別及び数量

四 還付を受けようとする金額

2 前項の規定による申請書には、同項第四号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による申請書の提出は、同項に規定する製造工場において製造された石油アスファルト等に係る月中の移出及び消費について、取りまとめて行うものとする。

(帳簿の備付け)

第二十六条 法第七条第一項の規定により関税の還付を受けようとする者は、同項の規定による税関長の承認を受けた製造工場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 当該製造工場において石油アスファルト等の原料として使用した原油等の品名、規格、数量、使用の年月日及び入手先

二 当該製造工場において原油等を原料として製造した石油アスファルト等(以下この条において「製造石油アスファルト等」という。)の種別、数量及び製造の年月日

三 当該製造工場において貯蔵している製造石油アスファルト等の種別及び数量

四 消費した製造石油アスファルト等の種別、規格、数量、消費の年月日及びその用途

五 移出した製造石油アスファルト等の種別、規格、数量、移出の年月日及び移出先

(石油等の残留物の移入に係る書類に記載する事項)

第二十七条 法第七条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 移入した製造工場の名称及び所在地
- 二 同一月中に移入した法第七条第二項に規定する石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物の品名、移入の年月日及び入手先
- 三 その他参考となるべき事項

第二十八条から第三十二条まで 削除

第六章 削除

第三十三条から第三十五条まで 削除

第三章 特別緊急関税等

(麦等及び米穀等に係る証明方法)

第十一条 (省略)

(政府が貸付けを行つた米穀に準ずる米穀の指定)

第十二条 (省略)

(発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法)

第十三条 (省略)

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十二条において準用する

(石油等の残留物の移入に係る書類に記載する事項)

第二十七条 法第七条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 移入した製造工場の名称及び所在地
- 二 同一月中に移入した法第七条第二項に規定する石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物の品名、移入の年月日及び入手先
- 三 その他参考となるべき事項

第二十八条から第三十二条まで 削除

第六章 削除

第三十三条から第三十五条まで 削除

第七章 特別緊急関税等

(麦等及び米穀等に係る証明方法)

第三十六条 同上

(政府が貸付けを行つた米穀に準ずる米穀の指定)

第三十六条の二 同上

(発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法)

第三十七条 同上

(輸入数量の算出方法)

第三十八条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十二条において準用す

場合を含む。)(又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知とする。)(に係る数量として、同法第二百一条第一号(統計の作成)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において、「貿易統計」という。)(に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)(を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十八年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第四項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計に計上された同項に規定する各年ごとの数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)(とする。ただし、これにより難い物品がある場合における当該物品に係る輸入数量については、当該物品に係る同条第四項に規定する各年ごとの輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第九条第一項の規定による輸入割当て(第十六条において単に「輸入割当て」という。)(の実績その他の輸入に関する数量に合理的と認められる調整を加えて得た数量とする。

(国内消費量の統計)

第十五条 (省 略)

場合を含む。)(又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知とする。)(に係る数量として、同法第二百一条第一号(統計の作成)の統計(以下この条、次条、第四十二条及び第四十三条において、「貿易統計」という。)(に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)(を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十七年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第四項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計に計上された同項に規定する各年ごとの数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)(とする。ただし、これにより難い物品がある場合における当該物品に係る輸入数量については、当該物品に係る同条第四項に規定する各年ごとの輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第九条第一項の規定による輸入割当て(第四十条及び第六十条において単に「輸入割当て」という。)(の実績その他の輸入に関する数量に合理的と認められる調整を加えて得た数量とする。

(国内消費量の統計)

第三十九条 同上

(国内消費量の算出方法)

第十六条 (省 略)

(国内消費量の算出方法)
第四十条 同 上

(発動基準価格の算出方法)

第十七条 (省 略)

(発動基準価格の算出方法)
第四十一条 同 上

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定する当該年度中における輸入数量を、法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。

2 (省 略)

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)
第四十二条 第三十八条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定する当該年度中における輸入数量を、法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。
2 同 上

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二二項に掲げる物品」とあるのは、「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは、「当該生きている豚に係る数量」と、「輸入数量を」とあるのは、「法第七条の六第二項に規定する輸入数量を」と、「同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とあるのは、「法第七条の六第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「輸入数量に」とあるのは、「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と読み替えるものとする。

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第四十三条 第三十八条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二二項に掲げる物品」とあるのは、「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは、「当該生きている豚に係る数量」と、「輸入数量を」とあるのは、「法第七条の六第二項に規定する輸入数量を」と、「同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とあるのは、「法第七条の六第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「輸入数量に」とあるのは、「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と読み替えるものとする。

2 (省略)

3 第十六条の規定は、法第七条の六第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する国内消費量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。

第四章 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第二十条 (省略)

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)第五十九条の二(申告すべき数量及び価格)に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格(以下この条において「課税価格相当価格」という。)とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただし書(再輸入免税の適用除外)に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額(同項の規定による関税の軽減を受けなかった場合の額をいう。)に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十四条第一項第十七号において同じ。

() に対する割合を乗じて算出した額とする。

一及び二 (省略)

(加工又は組立用貨物の輸出の手續)

2 同上

3 第四十条の規定は、法第七条の六第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する国内消費量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。

第八章 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第四十四条 同上

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第四十五条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)第五十九条の二(申告すべき数量及び価格)に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格(以下この条において「課税価格相当価格」という。)とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただし書(再輸入免税の適用除外)に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額(同項の規定による関税の軽減を受けなかった場合の額をいう。)に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第四十七条、第五十一条第一項第二号、第五十五条第三項及び第四項並びに第六十二条第一項第二十一号において同じ。

() に対する割合を乗じて算出した額とする。

一及び二 同上

(加工又は組立用貨物の輸出の手續)

第二十二條 (省略)

(加工又は組立てに係る製品の減税の手續)

第二十三條 法第八條の規定により関税の軽減を受けようとする者(特例申告に係る指定貨物について関税の軽減を受けようとする者を除く。)は、その軽減を受けようとする製品の輸入の際に、その輸入申告書に同条に規定する輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類並びに次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 五 (省略)

2 及び 3 (省略)

4 特例申告に係る指定貨物について法第八條の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告書に、当該貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

(再輸入期間の延長承認申請手續に関する規定の準用)

第二十四條 (省略)

第五章 特恵関税等

(特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五條 (省略)

2 法第八條の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

第四十六條 同上

(加工又は組立てに係る製品の減税の手續)

第四十七條 法第八條の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする製品の輸入の際に、その輸入申告書に同条に規定する輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類並びに次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 五 同上

2 及び 3 同上

(再輸入期間の延長承認申請手續に関する規定の準用)

第四十八條 同上

第九章 特恵関税等

(特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えない物品等の指定)

第四十九條 同上

2 法第八條の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二号の一、第八二二三・号及び第八二二五・九九号に掲げる物品であつて、平成十八年三月三十一日までに輸入されるもの

一 別表第一の第二三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一六号に掲げる物品、別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一四号に掲げる物品（気密容器入りのかつおのもの及びかつお節以外のものに限る。）、別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一九号に掲げる物品（うなぎのもの及び節類以外のものに限る。）、第一六五・九号の二の（三）に掲げる物品のうち軟体動物のもの（あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。）、第二八二四・一号に掲げる物品、第六九二二・号に掲げる物品及び第九四四・九号に掲げる物品並びに別表第一の第一三六号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三九・一九号に掲げる物品であつて、平成十九年三月三十一日までに輸入されるもの

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二号の一、第四六一・二二号の二、第八二二三・号及び第八二二五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十年三月三十一日までに輸入されるもの

三 別表第一の第一四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

イ〜ハ（省略）

3| 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第十四号、第二二号、第二三号、第二七号、第三三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三三号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号から第八二号まで、第八六号、第八七号、第九九号から第一一号まで、第一四号、第一九号、第一一五号、第一一三三号、第一一八号、第一一九号、第二二二二号、第二三三三号から第二三五号まで、第一三九号、第一四二二号から第一四四号まで、第一五一号、第一五三三号、第一五五号及び第一五六号に掲げる国とする。

（原産地の意義）

第二十六条（省略）

二 別表第一の第二三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一六号に掲げる物品、別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一四号に掲げる物品（気密容器入りのかつおのもの及びかつお節以外のものに限る。）、別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一九号に掲げる物品（うなぎのもの及び節類以外のものに限る。）、第一六五・九号の二の（三）に掲げる物品のうち軟体動物のもの（あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。）、第二八二四・一号に掲げる物品、第六九二二・号に掲げる物品及び第九四四・九号に掲げる物品並びに別表第一の第一四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三九・一九号に掲げる物品であつて、平成十九年三月三十一日までに輸入されるもの

三 別表第一の第一四四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

イ〜ハ 同上

3| 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第十四号、第二二号、第二三号、第二八号、第三四号から第三七号まで、第三九号、第五一号、第五三三号から第五六号まで、第六一号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号、第八二号、第八三三号、第八七号、第八八号、第一号、第一一号、第一三三号、第一六号、第一二二二号、第一一五号、第一一三三号、第一二二二号、第二二四号、第二三六号から第一三八号まで、第一四三三号、第一四六号から第一四八号まで、第一五五号、第一五九号、第一六一号及び第一六一二号に掲げる国とする。

（原産地の意義）

第五十条 同上

(原産地の証明)

第二十七条 (省略)

(原産地証明書の提出)

第二十八条 (省略)

(原産地証明書の有効期間)

第二十九条 (省略)

(特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特恵受益国原産品についての証明)

第三十条 第二十六条第二項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされる物品について法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品に係る原産地証明書の提出に際し、当該原産地証明書に、当該物品の原料又は材料として使用された本邦からの輸出品物の品名及び数量について当該原産地証明書を発給した者が証明した書類を添付しなければならない。

2 第二十七条第一項第三号に掲げる物品であつて第二十六条第二項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされるものについて法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、特例申告書に当該物品が第二十六条第二項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされる物品である旨を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、第二十六条第三項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされる物品について法第八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第一項の規定中「当該物品の原料又は材料として使用された本邦からの輸出品物の品名及び数量」とあるのは、「当該物品に係る第二十六条第三項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国に

(原産地の証明)

第五十一条 同上

(原産地証明書の提出)

第五十二条 同上

(原産地証明書の有効期間)

第五十三条 同上

(特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特恵受益国原産品についての証明)

第五十四条 第五十条第二項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされる物品について法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品に係る原産地証明書の提出に際し、当該原産地証明書に、当該物品の原料又は材料として使用された本邦からの輸出品物の品名及び数量について当該原産地証明書を発給した者が証明した書類を添付しなければならない。

2 第五十一条第一項第三号に掲げる物品であつて第五十条第二項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされるものについて法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、特例申告書に当該物品が第五十条第二項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされる物品である旨を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、第五十条第三項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされる物品について法第八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第一項の規定中「当該物品の原料又は材料として使用された本邦からの輸出品物の品名及び数量」とあるのは、「当該物品に係る第五十条第三項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国におい

において当該物品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国並びに当該生産された物品の品名、数量及び価額」と読み替えるものとする。

4 (省略)

(特惠対象物品の本邦への運送)

第三十一条 (省略)

(輸入額等の公告)

第三十二条 財務大臣は、法第八条の四第一項に規定する特定特惠鉱工業産品等について、法第八条の四第三項の規定により算出した毎月末における輸入額等を翌月末日までに官報で公告するものとする。この場合において、法第八条の四第一項後段の規定が適用される見込みのある特惠受益国等があるときは、当該特惠受益国等からの輸入額等を併せて公告するものとする。

て当該物品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国並びに当該生産された物品の品名、数量及び価額」と読み替えるものとする。

4 同上

(特惠対象物品の本邦への運送)

第五十五条 同上

(輸入額等の公告)

第五十六条 財務大臣は、法第八条の四第一項に規定する特定特惠鉱工業産品等及び法第八条の五第一項に規定する政令で定める特別特惠受益国を原産地とする別表第三第七項に掲げる物品について、法第八条の四第三項(法第八条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定により算出した毎月末における輸入額等を翌月末日までに官報で公告するものとする。この場合において、法第八条の四第一項後段の規定が適用される見込みのある特惠受益国等があるときは、当該特惠受益国等からの輸入額等を併せて公告するものとする。

(限度額等の算定に当たり特惠関税の適用による輸入額等を算入しない国の指定)

1

第五十七条 法第八条の四第二項第一号に規定する政令で定める国は、別表第一の第五一号及び第五五号に掲げる国とする。

(精製銅に係る特惠関税の適用に関する特例の対象となる特別特惠受益国の指定)

1

第五十八条 法第八条の五第一項に規定する政令で定める特別特惠受益国は、別表第一の第五一号及び第五五号に掲げる国とする。

第六章 メキシコ協定に基づく関税割当制度等

(輸入額の公告)

第三十三条 財務大臣は、法第八条の六第四項に規定する経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、同条第五項の規定により算出した毎月末における輸入額を翌月末までに官報で公告するものとする。

第七章 軽減税率等

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十四条 法第八条の九第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 (省略)
- 二 法の別表第一 四 二・一 号の二の(一)の(2)及び第 四 二・二二号の二の(一)に掲げるミルク及びクリームのうち第四十七条第二項に規定する配合飼料の製造に使用するもの
- 三 六 (省略)
- 七 (省略)
- 八 (省略)
- 九 (省略)
- 十 (省略)
- 十一 (省略)
- 十二 (省略)

第九章の二 メキシコ協定に基づく関税割当制度等

(輸入額の公告)

第五十九条 財務大臣は、法第八条の七第四項に規定する経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、同条第五項の規定により算出した毎月末における輸入額を翌月末までに官報で公告するものとする。

第六十条及び第六十一条 削除

第十章 軽減税率等

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第六十二条 法第八条の九第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 同上
- 二 法の別表第一 四 二・一 号の二の(一)の(2)及び第 四 二・二二号の二の(一)に掲げるミルク及びクリームのうち第六十九条第二項に規定する配合飼料の製造に使用するもの
- 三 六 同上
- 七 削除
- 八 同上
- 九 同上
- 十 同上
- 十一 同上
- 十二 同上
- 十三 同上
- 十四 法の別表第一 第二七 九・ 号の(1)に掲げる石油及び歴青油

十三 法の別表第一第二七一・二一七号の二の(一)の(1)に掲げる揮発油

十四 (省略)

十五 (省略)

十六 法の別表第一第二七一・一九号の二の(三)のAの(b)の(1)に掲げる重油及び

粗油

十七 (省略)

2 (省略)

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十五条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について、法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 (省略)

二 当該物品の用途及び使用場所(前条第一項第一号、第七号及び第十六号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画)

三 当該物品(前条第一項第一号、第五号、第七号及び第十六号に掲げるものを除く。) から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 前項の書面を提出する場合において、当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学校等給食用のものであるときはその旨を記載した文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書、当該物品が同項第十六号に掲げる重油及び粗油であるときはその旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書を当

十五 法の別表第一第二七一・二一七号の二の(一)の(1)に掲げる揮発油

十六 同上

十七 同上

十八 削除

十九 法の別表第一第二七一・一九号の二の(三)に掲げる重油及び粗油のうち製

油の原料として使用するもの

二十 法の別表第一第二七一・一九号の二の(三)のAの(2)の(i)に掲げる重油及び

粗油

二十一 同上

2 同上

(軽減税率等の適用についての手続等)

第六十三条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について、法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 同上

二 当該物品の用途及び使用場所(前条第一項第一号、第八号及び第二十号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画)

三 当該物品(前条第一項第一号、第五号、第八号、第十九号及び第二十号に掲げるものを除く。) から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 前項の書面を提出する場合において、当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学校等給食用のものであるときはその旨を記載した文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書、当該物品が同項第二十号に掲げる重油及び粗油であるときはその旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書を当

該書面に添付しなければならない。

3 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第九号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5及び6 (省 略)

7 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料(同項第二号に掲げる物品にあつては第四十七条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる

該書面に添付しなければならない。

3 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第十号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第八号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第二十号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第九号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十一号から第十七号まで、第十九号若しくは第二十一号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第九号、第十一号から第十七号まで若しくは第二十一号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5及び6 同 上

7 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料(同項第二号に掲げる物品にあつては第六十九条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる

物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。
（）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二（省略）

8（省略）

9 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第七号に掲げる物品を使用する者（以下この項及び第十一項において「七号物品使用者」という。）
、七号物品使用者に対し当該物品を販売する者（以下この項及び第十一項において「七号物品販売者」という。）及び当該物品のうち第三条第一項に規定する共同利用施設に同項に規定するところにより運送されたもの（以下この項及び第十一項において「共同利用施設用七号物品」という。）を使用して七号物品使用者の委託を受けて当該共同利用施設において飼料を製造する者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた当該物品又は共同利用施設用七号物品を使用して製造された飼料の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号）（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）（）、規格、数量、価格並びに蔵置場

二 七号物品販売者にあつては、販売した当該物品の販売年月日、販売先及びその業種、規格、数量並びに価格

三 共同利用施設用七号物品を使用して当該共同利用施設において飼料を製造する者にあつては、使用した当該共同利用施設用七号物品の数量又はこれに混じて使用した同種の他の物品の品名及び数量並びにその使用の年月日、当該共同利用施設用七号物品から製造した製品及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日並びに当該共同利用施設から出した当該共同利用施設用七号物品、当該製品及びその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日

10 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第八号に掲げる物品

物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。
（）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二 同上

8 同上

9 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第八号に掲げる物品を使用する者（以下この項及び第十一項において「八号物品使用者」という。）
、八号物品使用者に対し当該物品を販売する者（以下この項及び第十一項において「八号物品販売者」という。）及び当該物品のうち第三条第一項に規定する共同利用施設に同項に規定するところにより運送されたもの（以下この項及び第十一項において「共同利用施設用八号物品」という。）を使用して八号物品使用者の委託を受けて当該共同利用施設において飼料を製造する者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた当該物品又は共同利用施設用八号物品を使用して製造された飼料の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号）（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）（）、規格、数量、価格並びに蔵置場

二 八号物品販売者にあつては、販売した当該物品の販売年月日、販売先及びその業種、規格、数量並びに価格

三 共同利用施設用八号物品を使用して当該共同利用施設において飼料を製造する者にあつては、使用した当該共同利用施設用八号物品の数量又はこれに混じて使用した同種の他の物品の品名及び数量並びにその使用の年月日、当該共同利用施設用八号物品から製造した製品及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日並びに当該共同利用施設から出した当該共同利用施設用八号物品、当該製品及びその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日

10 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第九号に掲げる物品

のうちコーンフレークの製造に使用するもの（以下この項及び次項において「原料用とうもろこし」という。）からコーンフレークを製造する者（以下この項及び次項において「コーンフレーク製造者」という。）及びコーンフレーク製造者の委託を受けて原料用とうもろこしからひき割りとうもろこしを製造する者（以下この項及び次項において「ひき割りとうもろこし製造者」という。）は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

のうちコーンフレークの製造に使用するもの（以下この項及び次項において「原料用とうもろこし」という。）からコーンフレークを製造する者（以下この項及び次項において「コーンフレーク製造者」という。）及びコーンフレーク製造者の委託を受けて原料用とうもろこしからひき割りとうもろこしを製造する者（以下この項及び次項において「ひき割りとうもろこし製造者」という。）は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一～三（省 略）
11 税関長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める報告書の提出を求めることができる。

一～三 同上
11 税関長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める報告書の提出を求めることができる。

一 七号物品使用者、七号物品販売者又は七号物品使用者の委託を受けて共同利用施設用七号物品を使用して第九項に規定する共同利用施設において飼料を製造する者 第九項の物品の使用の状況又は当該物品についての業務に関する報告書

一 八号物品使用者、八号物品販売者又は八号物品使用者の委託を受けて共同利用施設用八号物品を使用して第九項に規定する共同利用施設において飼料を製造する者 第九項の物品の使用の状況又は当該物品についての業務に関する報告書

二（省 略）

二 同上

12 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第九号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用してでん粉糖又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルー（以下この項及び次項において「でん粉糖等」という。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

12 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第十号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用してでん粉糖又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルー（以下この項及び次項において「でん粉糖等」という。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二（省 略）

一及び二 同上

13（省 略）

13 同上

14 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第十六号に掲げる物品の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者（次項において「輸入者等」という。）は、当該物品に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

14 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第二十号に掲げる物品の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者（次項において「輸入者等」という。）は、当該物品に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一及び二（省 略）

一及び二 同上

15（省 略）

15 同上

第八章 減免税物品の用途外使用等

(用途外使用等の承認の申請手続)

第三十六条 (省 略)

(変質等による減税手続)

第三十七条 (省 略)

(亡失及び滅却の届出)

第三十八条 (省 略)

(減免税物品の転用ができる場合)

第三十九条 (省 略)

第九章 自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例等

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第四十条 (省 略)

(承認小売業者の承認申請手続等)

第四十一条 法第十条の四第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

一 (省 略)

二 法第十条の四第一項の旅客(以下「特定旅客」という。)が同項の旅客ターミナル施設において輸入する物品の販売(特定旅客への引渡しを含む。)の用に供するための販売場(次号及び第四十四条において「特定販売場」という。)の名称

三 六 (省 略)

第十一章 減免税物品の用途外使用等

(用途外使用等の承認の申請手続)

第六十四条 同上

(変質等による減税手続)

第六十五条 同上

(亡失及び滅却の届出)

第六十六条 同上

(減免税物品の転用ができる場合)

第六十七条 同上

第十二章 自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例等

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第六十七条の二 同上

(承認小売業者の承認申請手続等)

第六十七条の三 法第十条の四第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

一 同上

二 法第十条の四第一項の旅客(以下「特定旅客」という。)が同項の旅客ターミナル施設において輸入する物品の販売(特定旅客への引渡しを含む。)の用に供するための販売場(次号及び第六十七条の六において「特定販売場」という。)の名称

三 六 同上

2 (省略)

(特定旅客の携帯品に係る関税の免除が適用される金額の上限)

第四十二条 (省略)

(関税の免除の手續等)

第四十三条 (省略)

(販売を証する書類の交付)

第四十四条 (省略)

(承認の取消しの手続)

第四十五条 (省略)

第十章 雑則

(犯則事件の調査及び処分)

第四十六条 (省略)

(児童福祉施設等の指定)

第四十七条 (省略)

別表第一(第二十五条関係)

番号	国又は地域名
一	アゼルバイジャン
二	アフガニスタン
三	アルジェリア

2 同上

(特定旅客の携帯品に係る関税の免除が適用される金額の上限)

第六十七条の四 同上

(関税の免除の手續等)

第六十七条の五 同上

(販売を証する書類の交付)

第六十七条の六 同上

(承認の取消しの手続)

第六十七条の七 同上

第十三章 雑則

(犯則事件の調査及び処分)

第六十八条 同上

(児童福祉施設等の指定)

第六十九条 同上

別表第一(第四十九条関係)

番号	国又は地域名
一	アゼルバイジャン
二	アフガニスタン
三	アルジェリア

二九	カザフスタン
二八	ガイアナ
二七	カーボヴェルデ
二六	ガーナ
二五	オマーン
二四	エルサルバドル
二三	エリトリア
二二	エチオピア
二一	エクアドル
二〇	エジプト
一九	英領ヴァージン諸島地域
一八	英領アンギラ地域
一七	ウルグアイ
一六	ウズベキスタン
一五	ウクライナ
一四	ウガンダ
一三	インドネシア
一二	インド
一一	イラン
一〇	イラク
九	イエメン
八	アンティグア・バーブーダ
七	アンゴラ
六	アルメニア
五	アルバニア
四	アルゼンチン

三	カザフスタン
二九	ガイアナ
二八	カーボヴェルデ
二七	ガーナ
二六	オマーン
二五	エルサルバドル
二四	エリトリア
二三	エチオピア
二二	エジプト
二一	エクアドル
一九	英領ヴァージン諸島地域
一八	英領アンギラ地域
一七	ウルグアイ
一六	ウズベキスタン
一五	ウクライナ
一四	ウガンダ
一三	インドネシア
一二	インド
一一	イラン
一〇	イラク
九	イエメン
八	アンティグア・バーブーダ
七	アンゴラ
六	アルメニア
五	アルバニア
四	アルゼンチン

三	カナリー諸島地域
三二	ガボン
三三	カメルーン
三四	ガンビア
三五	カンボジア
三六	ギニア
三七	ギニアビサウ
三八	キューバ
三九	キリバス
四〇	キルギス
四一	グアテマラ
四二	クック諸島地域
四三	グルジア
四四	グレナダ
四五	クロアチア
四六	ケニア
四七	コートジボワール
四八	コスタリカ
四九	コモロ
五〇	コロンビア
五一	コンゴ共和国
五二	コンゴ民主共和国
五三	サウジアラビア
五四	サモア
五五	サントメ・プリンシペ
五六	ザンビア
五七	シエラレオネ

三	カナリー諸島地域
三二	ガボン
三三	カメルーン
三四	ガンビア
三五	カンボジア
三六	ギニア
三七	ギニアビサウ
三八	キューバ
三九	キリバス
四〇	キルギス
四一	グアテマラ
四二	クック諸島地域
四三	グルジア
四四	グレナダ
四五	クロアチア
四六	ケニア
四七	コートジボワール
四八	コスタリカ
四九	コロンビア
五〇	コンゴ共和国
五一	コンゴ民主共和国
五二	サウジアラビア
五三	サモア
五四	サントメ・プリンシペ
五五	ザンビア
五六	シエラレオネ

五七	ジブチ
五八	ジブラルタル地域
五九	ジャマイカ
六〇	シリア
六一	ジンバブエ
六二	スーダン
六三	スリナム
六四	スリランカ
六五	スワジランド
六六	セウタ及びメリリア地域
六七	セーシェル
六八	赤道ギニア
六九	セネガル
七〇	セルビア・モンテネグロ
七一	セントクリストファー・ネイビス
七二	セントビンセント
七三	セントヘレナ及びその附属諸島地域
七四	セントルシア
七五	ソマリア
七六	ソロモン
七七	タークス及びカイコス諸島地域
七八	タイ
七九	タジキスタン
八〇	タンザニア
八一	チャド

五七	ジブラルタル地域
五八	ジャマイカ
五九	シリア
六〇	ジンバブエ
六一	スーダン
六二	スリナム
六三	スリランカ
六四	削除
六五	スワジランド
六六	セウタ及びメリリア地域
六七	セーシェル
六八	赤道ギニア
六九	セネガル
七〇	セルビア・モンテネグロ
七一	セントクリストファー・ネイビス
七二	セントビンセント
七三	セントヘレナ及びその附属諸島地域
七四	セントルシア
七五	ソマリア
七六	ソロモン
七七	タークス及びカイコス諸島地域
七八	タイ
七九	タジキスタン
八〇	タンザニア
八一	削除
八二	チャド

八二	中央アフリカ
八三	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
八四	チュニジア
八五	チリ
八六	ツバル
八七	トーゴ
八八	トケラウ諸島地域
八九	ドミニカ
九〇	ドミニカ共和国
九一	トリニダード・トバゴ
九二	トルクメニスタン
九三	トルコ
九四	トンガ
九五	ナイジェリア
九六	ナミビア
九七	ニウエ島地域
九八	ニカラグア
九九	ニジェール
一〇〇	ネパール
一一	ハイチ
一二	パキスタン
一三	パナマ
一四	バヌアツ
一五	パプアニューギニア
一六	パラオ
一七	パラグアイ

八三	中央アフリカ
八四	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
八五	チュニジア
八六	チリ
八七	ツバル
八八	トーゴ
八九	トケラウ諸島地域
九〇	ドミニカ
九一	ドミニカ共和国
九二	トリニダード・トバゴ
九三	トルクメニスタン
九四	トルコ
九五	トンガ
九六	ナイジェリア
九七	ナミビア
九八	ニウエ島地域
九九	ニカラグア
一〇〇	ニジェール
一一	ネパール
一二	バーレーン
一三	ハイチ
一四	パキスタン
一五	パナマ
一六	バヌアツ
一七	パプアニューギニア
一八	パラオ
一九	パラグアイ

一八	バルバドス
一九	バングラデシュ
二〇	東ティモール
二一	フィジー
二二	フィリピン
二三	ブータン
二四	フォークランド諸島及びその附属諸島地域
二五	仏領ポリネシア地域
二六	ブラジル
二七	ブルガリア
二八	ブルキナファソ
二九	ブルンジ
三〇	米領サモア地域
三一	ベトナム
三二	ベナン
三三	ベネズエラ
三四	ベラルーシ
三五	ベリーズ
三六	ペルー
三七	ボスニア・ヘルツェゴビナ
三八	ボツワナ
三九	ボリビア
四〇	ホンジュラス
四一	マーシャル
四二	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

一〇	バルバドス
一一	削除
一二	バングラデシュ
一三	フィジー
一四	フィリピン
一五	ブータン
一六	フォークランド諸島及びその附属諸島地域
一七	仏領ポリネシア地域
一八	ブラジル
一九	ブルガリア
二〇	ブルキナファソ
二一	ブルンジ
二二	米領サモア地域
二三	ベトナム
二四	ベナン
二五	ベネズエラ
二六	ベラルーシ
二七	ベリーズ
二八	ペルー
二九	削除
三〇	ボスニア・ヘルツェゴビナ
三一	ボツワナ
三二	ボリビア
三三	ホンジュラス
三四	マーシャル
三五	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

一五二	リビア
一五三	リベリア
一五四	ルーマニア
一五五	ルワンダ
一五六	レソト
一五一	ラオス
一五	ヨルダン川西岸及びガザ地域
一四九	ヨルダン
一四八	モントセラト地域
一四七	モンゴル
一四六	モロッコ
一四五	モルドバ
一四四	モルディブ
一四三	モザンビーク
一四二	モーリタニア
一四一	モーリシャス
一四	メキシコ
一三九	ミャンマー
一三八	南アフリカ共和国
一三七	ミクロネシア
一三六	マレーシア
一三四	マラウイ
一三三	マダガスカル
一三五	マリ

一五六	マダガスカル
一三七	マラウイ
一三八	マリ
一三九	削除
一四	マレーシア
一四一	ミクロネシア
一四二	南アフリカ共和国
一四三	ミャンマー
一四四	メキシコ
一四五	モーリシャス
一四六	モーリタニア
一四七	モザンビーク
一四八	モルディブ
一四九	モルドバ
一五	モロッコ
一五一	モンゴル
一五二	モントセラト地域
一五三	ヨルダン
一五四	ヨルダン川西岸及びガザ地域
一五五	ラオス
一五六	削除
一五七	削除
一五八	リビア
一五九	リベリア
一六	ルーマニア
一六一	ルワンダ
一六二	レソト

一五七レバノン

別表第二の二(第二十五条関係)

項名	品目
(省略)	

別表第一の三(第二十五条関係)

項名	品目
(省略)	

四	関税率表第四二一・一・一 号、第四二二・一九号、第四二二・三九号、第四二二・九九号又は第四二一・四項から第四二一・六項までに掲げる物品
---	---

(省略)	
------	--

別表第一の四(第二十五条関係)

項名	品目
(省略)	

別表第二(第二十六条関係)

一〇八(省略)

一六三レバノン

別表第二の二(第四十九条関係)

項名	品目
同上	

別表第一の三(第四十九条関係)

項名	品目
同上	

四	関税率表第四二一・一・一 号、第四二二・二項又は第四二一・四項から第四二一・六項までに掲げる物品
---	--

同上	
----	--

別表第一の四(第四十九条関係)

項名	品目
同上	

別表第二(第五十条関係)

一〇八 同上

一一 関税率表第九六・五・一 号に掲げる物品

改正案	現行
<p>国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（第四条関係）</p> <p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （省 略）</p> <p>五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第六項又は第七条の九第十一項の規定による還付金</p> <p>六～十七 （省 略）</p>	<p>国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（第四条関係）</p> <p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 同 上</p> <p>五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第六条第一項、第七条第一項、第七条の七第六項又は第七条の九第十一項の規定による還付金</p> <p>六～十七 同 上</p>

改正案

現行

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第五条関係）

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第五条関係）

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算）

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算）

第二十九条の二（省略）

第二十九条の二 同上

2 法第十九条第三項の規定の適用がある場合における国税通則法施行令第二十八条（重加算税を課さない部分の税額の計算）の規定の適用については、同条第一項中、「法第三十五条第二項（修正申告等による納付）」とあるのは、「法第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）若しくは第九条第一項（輸入の許可前における引取り）」と、同条第二項中、「法第十八条第二項（期限後申告）」に規定する期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは、「修正申告書」とする。

2 法第十九条第三項の規定の適用がある場合における国税通則法施行令第二十八条（重加算税を課さない部分の税額の計算）の規定の適用については、同条第一項中、「法第三十五条第二項（修正申告等による納付）」とあるのは、「法第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）若しくは第九条第一項（輸入の許可前における引取り）」と、同条第二項中、「法第十八条第二項（期限後申告）」に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は決定若しくは更正」とあるのは、「決定又は更正」と、「申告又は決定若しくは更正」とあるのは、「決定又は更正」とする。

（税関長の権限の委任）

（税関長の権限の委任）

第三十条 保税地域から引き取られる課税物品に係る法その他の内国消費税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、消費税法第五十一条第二項（引取りに係る課税貨物についての包括の納期限の延長）に規定する課税貨物及び法第六条第二項に規定する特例申告に係る課税物品についての第二号に掲げる税関長の権限並びに国税通則法第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

第三十条 保税地域から引き取られる課税物品に係る法その他の内国消費税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、消費税法第五十一条第二項（引取りに係る課税貨物についての包括の納期限の延長）に規定する課税貨物及び法第六条第二項に規定する特例申告に係る課税物品についての第二号に掲げる税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一及び二（省略）

2
4（省略）

5| 第一項ただし書の規定により国税通則法第四十三条第一項ただし書の規定に基づき権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその内国消費税の納税義務者に通知するものとする。

一及び二 同上

2
4 同上

改正案

現行

関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第六条関係）

関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第六条関係）

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第一条関係）

(省略)	中近東	(省略)	地域	国名
	アフガニスタン イエメン イラク イラン シリア		地域	
同上	中近東	同上	地域	国名
	アフガニスタン イエメン イラク イラン サウジアラビア シリア		地域	国名

改 正 案

現 行

関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)(第七条関係)

関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)(第七条関係)

(関税割当てをする物品及びその数量)

(関税割当てをする物品及びその数量)

第一条 関税暫定措置法(以下「暫定法」という。)(第八条の五第二項)に規定する政令で定める物品は、この政令の別表に掲げる物品とする。

第一条 関税暫定措置法(以下「暫定法」という。)(第八条の六第二項)に規定する政令で定める物品は、この政令の別表に掲げる物品とする。

2 (省略)

2 同上

(割当ての方法及び基準)

(割当ての方法及び基準)

第二条 暫定法第八条の五第二項において準用する関税率法第九条の二第二項の割当てを受けようとする者は、別表第 四一・一号、第四一・二号、第四一・三号、第四二・一号、第四二・二号、第四二・三九号、第四二・四四・一号、第四四・九号、第四五・一号、第四五・九号、第四六・一号、第四六・四号、第四六・九号、第七一・三・一号、第七三・三三三号、第七三・三三三九号、第七三・三三九号、第七三・五九号、第七一・七・一号、第七一・七・二号、第七一・八・二二二号、第七一・八・二四号、第七一・八・一九号、第七一・八・二二二・一号、第七一・八・二二二・二九号、第七一・八・二二二・三三九号、第七一・八・二二二・三九号、第七一・八・二二二・四九号、第七一・八・二二二・五九号、第七一・八・二二二・六九号、第七一・八・二二二・七九号、第七一・八・二二二・八九号、第七一・八・二二二・九九号、第七一・八・二二二・一〇九号、第七一・八・二二二・一二九号、第七一・八・二二二・一三九号、第七一・八・二二二・一四九号、第七一・八・二二二・一五九号、第七一・八・二二二・一六九号及び第五 一・一 号の物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければ

第二条 暫定法第八条の六第二項において準用する関税率法第九条の二第二項の割当てを受けようとする者は、別表第 四一・一号、第四一・二号、第四一・三号、第四二・一号、第四二・二号、第四二・三九号、第四二・四四・一号、第四四・九号、第四五・一号、第四五・九号、第四六・一号、第四六・四号、第四六・九号、第七一・三・一号、第七三・三三三号、第七三・三三三九号、第七三・三三九号、第七一・七・一号、第七一・七・二号、第七一・八・二二二号、第七一・八・二二二・一号、第七一・八・二二二・二九号、第七一・八・二二二・三三九号、第七一・八・二二二・三九号、第七一・八・二二二・四九号、第七一・八・二二二・五九号、第七一・八・二二二・六九号、第七一・八・二二二・七九号、第七一・八・二二二・八九号、第七一・八・二二二・九九号、第七一・八・二二二・一〇九号、第七一・八・二二二・一二九号、第七一・八・二二二・一三九号、第七一・八・二二二・一四九号、第七一・八・二二二・一五九号、第七一・八・二二二・一六九号及び第五 一・一 号の物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければ

ならない。

25 (省略)

別表(第一条、第二条関係)

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
四一	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く)、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	一三三、九四トン(全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に
四一	他の甘味料を加えたものを除く)、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料		に占める無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に
一九一	の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三		乗じて得た数量とする。)
一九一	%以上のものに限る。)、コ		

ならない。

25 同上

別表(第一条、第二条関係)

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
四一	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く)、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	一三三、九四トン(全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に
四一	他の甘味料を加えたものを除く)、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料		に占める無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に
一九一	の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三		乗じて得た数量とする。)
一九一	%以上のものに限る。)、コ		

九	一・	「ヒール、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三％以上のものに限る。）並びに	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	七四、九七三
二二	一・	調製食料品（関税率表第二一		
二	六・	六項以外の項に該当する		
一	六・	もの及び調製食用脂（関税率表第 四・ 五項の物品の含有量が全重量の三％を超え		
九	六・	七％以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三％以上のものに限る。）		
四二・	四二・	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	七四、九七三
四二・	四二・	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	七、二六四ト

九	一・	「ヒール、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三％以上のものに限る。）並びに	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七四、九七三
二二	一・	調製食料品（関税率表第二一		
二	六・	六項以外の項に該当する		
一	六・	もの及び調製食用脂（関税率表第 四・ 五項の物品の含有量が全重量の三％を超え		
九	六・	七％以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三％以上のものに限る。）		
四二・	四二・	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七四、九七三
四二・	四二・	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、二六四ト

四 四六・	九 四五・	九 四四・	四四・	四四・	四四・	四二・
セスチーズの原料として使用するもの	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもの、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）
平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで
六三、六 トン	五八一トン	二五 トン	二五 トン	四五、 トン	一四、 トン	一、五 ト

四 四六・	九 四五・	九 四四・	四四・	四四・	四四・	四二・
セスチーズの原料として使用するもの	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもの、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）
平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで
六一、一 トン	五八一トン	二五 トン	二五 トン	四五、 トン	一四、 トン	一、五 ト

九	四六・	乾燥した豆(さやを除いたものに 限るものとし、皮を除いて あるかないか又は割つてあ るかないかを問わない。)の うち、ひよこ豆、緑豆及びひ ら豆以外のもの	平成一八年四月一 日から同年九月三 日まで	四五、三 トン
一五・		とうもろこしのうちコーンス ターチの製造に使用するもの 日 まで	平成一八年四月一 日から同年九月三 日まで	二、二四、 一 トン
九		とうもろこしのうち関税暫定 措置法施行令第三条に規定す るところにより飼料用に供す るもの 日 まで	平成一八年四月一 日から同年九月三 日まで	一五七、六 トン
		とうもろこしのうちコーンフ レーク、エチルアルコール又 は蒸留酒の製造に使用するも の 日 まで	平成一八年四月一 日から同年九月三 日まで	三二、五 トン
		とうもろこしのうちその他の もの 日 から同年九月三	平成一八年四月一 日から同年九月三	八八、七 トン

九	四六・	乾燥した豆(さやを除いたも のに限るものとし、皮を除い てあるかないか又は割つてあ るかないかを問わない。)の うち、ひよこ豆、緑豆及びひ ら豆以外のもの	平成一七年一月 一日から平成一八 年三月三一日まで	九一、九 トン
一五・		とうもろこしのうちコーンス ターチの製造に使用するもの 日 から平成一八	平成一七年一月 一日から平成一八 年三月三一日まで	二、一八 トン
九		とうもろこしのうち関税暫定 措置法施行令第三条に規定す るところにより飼料用に供す るもの 年三月三一日まで	平成一七年一月 一日から平成一八 年三月三一日まで	一四八、二 トン
		とうもろこしのうちコーンフ レーク、エチルアルコール又 は蒸留酒の製造に使用するも の 年三月三一日まで	平成一七年一月 一日から平成一八 年三月三一日まで	二五、六 トン
		とうもろこしのうちその他の もの 日 から平成一八	平成一七年一月 一日から平成一八 年三月三一日まで	八二、三 トン

二	二一七・ 一	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	日まで	三三八、六 トン
二	二一七・		日まで	
一一八・	二一八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、	平成一八年四月一日から同年九月三日まで	八四、二 トン
一一八・	二二一・	ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る		
一一八・	二二二・	ものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）		
一一八・	二二二・	落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	七五、 トン（むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたも

二	二一七・ 一	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	年三月三十一日まで	二一八、四 トン
二	二一七・		年三月三十一日まで	
一一八・	二一八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、	平成一七年一月一日から平成一八年三月三十一日まで	八四、二 トン
一一八・	二二一・	ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る		
一一八・	二二二・	ものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）		
一一八・	二二二・	落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七五、 トン（むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたも

九	一七三・ 一七三・ の	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコール製造用のもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	二一、 トン	の・七五ト ンに換算する ものとする。
一八六・ 二	ココアを含有する調製食品（塊状、板状又は棒状のもの）で、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペー スト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、 正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装に	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	一八、 七 トン	の・七五ト ンに換算する ものとする。	
九九	二二二・ 九九	こんにやく芋（アモルフォフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	二六七トン（ 荒粉換算数量 とし、生芋一 トンは、荒粉 ・一五八ト ンに、精粉一 トンは、荒粉 一・七六ト ンにそれぞれ 換算するもの とする。）	の・七五ト ンに換算する ものとする。

九	一七三・ 一七三・ の	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコール製造用のもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	二一、 トン	の・七五ト ンに換算する ものとする。
一八六・ 二	ココアを含有する調製食品（塊状、板状又は棒状のもの）で、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペー スト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、 正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装に	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	一八、 七 トン	の・七五ト ンに換算する ものとする。	
九九	二二二・ 九九	こんにやく芋（アモルフォフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	二六七トン（ 荒粉換算数量 とし、生芋一 トンは、荒粉 ・一五八ト ンに、精粉一 トンは、荒粉 一・七六ト ンにそれぞれ 換算するもの とする。）	の・七五ト ンに換算する ものとする。

四一・一・	動物の原皮（生鮮のもの及び	三月三十一日まで	ル	二二四、 平方メートル	調製食用脂のうちその他のもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	七、四二七トン	二二六・ 調製食用脂（関税率表第四 ・ 五項の物品の含有量が全 重量の三 %を超え七 %以 下のものに限る。以下この項 において同じ。）のうちニュ ージーランドを原産地とする もの	したものに限るものとし、砂 糖を加えたものを除く。）の うち、チョコレート製造用 のもの
四一・一・	牛（水牛を含む。以下この項 において同じ。）又は馬類の	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	二二四、 平方メートル		調製食用脂のうちその他のもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	二二、五五 トン	二二六・ 調製食用脂（関税率表第四 ・ 五項の物品の含有量が全 重量の三 %を超え七 %以 下のものに限る。以下この項 において同じ。）のうちニュ ージーランドを原産地とする もの	したものに限るものとし、砂 糖を加えたものを除く。）の うち、チョコレート製造用 のもの
二	動物の原皮（生鮮のもの及び	三月三十一日まで	ル		調製食用脂のうちその他のもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	二二、五五 トン	二二六・ 調製食用脂（関税率表第四 ・ 五項の物品の含有量が全 重量の三 %を超え七 %以 下のものに限る。以下この項 において同じ。）のうちニュ ージーランドを原産地とする もの	したものに限るものとし、砂 糖を加えたものを除く。）の うち、チョコレート製造用 のもの
九	トマトピューレー及びトマト ペーストのうち、トマトケチ ャップその他のトマトソース の製造に使用するもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	三九、五 トン		調製食用脂のうちその他のもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	三九、五 トン	二二・ パイナップルのうち、気密容 器入りのもので、容器ともの 一個の重量が一 キログラム 以下のもの（細片にし、破碎 し又はパルプ状にしたものを 除く。）	したものに限るものとし、砂 糖を加えたものを除く。）の うち、チョコレート製造用 のもの

四一・一・	動物の原皮（生鮮のもの及び	三月三十一日まで	ル	二二四、 平方メートル	調製食用脂のうちその他のもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七トン	二二六・ 調製食用脂（関税率表第四 ・ 五項の物品の含有量が全 重量の三 %を超え七 %以 下のものに限る。以下この項 において同じ。）のうちニュ ージーランドを原産地とする もの	したものに限るものとし、砂 糖を加えたものを除く。）の うち、チョコレート製造用 のもの
四一・一・	牛（水牛を含む。以下この項 において同じ。）又は馬類の	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	二二四、 平方メートル		調製食用脂のうちその他のもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七トン	二二六・ 調製食用脂（関税率表第四 ・ 五項の物品の含有量が全 重量の三 %を超え七 %以 下のものに限る。以下この項 において同じ。）のうちニュ ージーランドを原産地とする もの	したものに限るものとし、砂 糖を加えたものを除く。）の うち、チョコレート製造用 のもの
二	動物の原皮（生鮮のもの及び	三月三十一日まで	ル		調製食用脂のうちその他のもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	二二、五五 トン	二二六・ 調製食用脂（関税率表第四 ・ 五項の物品の含有量が全 重量の三 %を超え七 %以 下のものに限る。以下この項 において同じ。）のうちニュ ージーランドを原産地とする もの	したものに限るものとし、砂 糖を加えたものを除く。）の うち、チョコレート製造用 のもの
九	トマトピューレー及びトマト ペーストのうち、トマトケチ ャップその他のトマトソース の製造に使用するもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	三八、七 トン		調製食用脂のうちその他のもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	三八、七 トン	二二・ パイナップルのうち、気密容 器入りのもので、容器ともの 一個の重量が一 キログラム 以下のもの（細片にし、破碎 し又はパルプ状にしたものを 除く。）	したものに限るものとし、砂 糖を加えたものを除く。）の うち、チョコレート製造用 のもの

五	塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬
四一	けその他の保存に適する処理
九	をしたもので、なめし、パー
四一	チメント仕上げ又はこれら以
一一	上の加工をしてないものに限
四一	るものとし、脱毛してあるか
一九	ないか又はスプリットしてあ
四一	るかないかを問わない。)
四一	うち、クロムなめしのもの(
四一	なめし過程(前なめしを含む
四九	。)(中のものうちなめしを
四一	終えてないもの)及びなめし
一一	過程にないもの以外のもの、
四一	牛又は馬類の動物のなめした
一一	皮(なめしたものと及びクラス
四一	トにしたもので、これらを超
一九	える加工をしておらず、毛が
四一	付いていないものに限るもの
九一	とし、スプリットしてあるか
四一	ないかを問わない。以下この
九二	項において同じ。)(のうち、
四一	染色したものを除く。)
九九	クロムなめしものを除く。 (及び牛又は馬類の動物の革 (なめした又はクラストにし た後これらを超える加工をし たもの(パーチメント仕上げ

五	塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬
四一	けその他の保存に適する処理
九	をしたもので、なめし、パー
四一	チメント仕上げ又はこれら以
一一	上の加工をしてないものに限
四一	るものとし、脱毛してあるか
一九	ないか又はスプリットしてあ
四一	るかないかを問わない。)
四一	うち、クロムなめしのもの(
四一	なめし過程(前なめしを含む
四九	。)(中のものうちなめしを
四一	終えてないもの)及びなめし
一一	過程にないもの以外のもの、
四一	牛又は馬類の動物のなめした
一一	皮(なめしたものと及びクラス
四一	トにしたもので、これらを超
一九	える加工をしておらず、毛が
四一	付いていないものに限るもの
九一	とし、スプリットしてあるか
四一	ないかを問わない。以下この
九二	項において同じ。)(のうち、
四一	染色したものを除く。)
九九	クロムなめしものを除く。 (及び牛又は馬類の動物の革 (なめした又はクラストにし た後これらを超える加工をし たもの(パーチメント仕上げ

<p>をしたものを除く。)で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。)のうち、染色色し又は模様付けしたものを除く。</p>	<p>牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色色し又は模様付けしたものの</p>	<p>平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで</p>	<p>一、四六六、平方メ トトル</p>
<p>四一五・羊及びやぎのなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)のうち、染色したものと並びに羊革及びやぎ革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの(パーチメント仕上げをしたものを除く。))で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットして</p>	<p>四一六・ 四一一・ 四一三・ 一</p>	<p>平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで</p>	<p>一、七、平方メ トトル</p>

<p>をしたものを除く。)で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。)のうち、染色色し又は模様付けしたものを除く。</p>	<p>牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色色し又は模様付けしたものの</p>	<p>平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで</p>	<p>一、四六六、平方メ トトル</p>
<p>四一五・羊及びやぎのなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)のうち、染色したものと並びに羊革及びやぎ革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの(パーチメント仕上げをしたものを除く。))で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットして</p>	<p>四一六・ 四一一・ 四一三・ 一</p>	<p>平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで</p>	<p>一、七、平方メ トトル</p>

五 一	あるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。(のうち、染色色し又は模様付けしたもの)	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	一、九九五ト
六四 三	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンボジションレザー製のものに限る)	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	二、一九
三	。(のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもので本底が革製のもの(スポーツ用のもの、体操用、競技用その他)		
六四 三	これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。		
九一			
六四 三			
九九			
六四 四			
一九			
六四 四			
二			
六四 五			

五 一	あるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。(のうち、染色色し又は模様付けしたもの)	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	一、九九五ト
六四 三	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンボジションレザー製のものに限る)	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	二、一九
三	。(のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもので本底が革製のもの(スポーツ用のもの、体操用、競技用その他)		
六四 三	これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。		
九一			
六四 三			
九九			
六四 四			
一九			
六四 四			
二			
六四 五			

九 六四
五·

九 六四
五·

改正案

現行

<p>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）（第八条関係）</p>	<p>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）（第八条関係）</p>
<p>（独立行政法人農畜産業振興機構への売渡しを要しない場合）</p> <p>第七条 法第十四条第一項第二号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（省略）</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の五第二項において準用する関税率法第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入するとき（法第十四条第二項に規定する場合を除く。）。</p> <p>（政令で定める用途）</p> <p>第八条 法第十四条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。</p>	<p>（独立行政法人農畜産業振興機構への売渡しを要しない場合）</p> <p>第七条 法第十四条第一項第二号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第二項において準用する関税率法第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入するとき（法第十四条第二項に規定する場合を除く。）。</p> <p>（政令で定める用途）</p> <p>第八条 法第十四条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。</p>
<p>すべての指定乳製品等</p> <p>（省略）</p>	<p>国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）における販売</p> <p>同上</p>
<p>脱脂粉乳</p> <p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十七条第一項に規定する児童福祉施設の児童の給食用</p> <p>関税暫定措置法施行令第四十七条第二項に規定する配合</p>	<p>脱脂粉乳</p> <p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第六十九条第一項に規定する児童福祉施設の児童の給食用</p> <p>関税暫定措置法施行令第六十九条第二項に規定する配合</p>

飼料の製造

(省
略)

飼料の製造

同
上

改正案	現行
<p>輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令（平成四年政令第二百五十号）（第九条関係）</p> <p>（特定製品輸入事業に係る製品）</p> <p>第三条 法第二条第三項の政令で定めるものは、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表若しくは關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一に定める稅率又は關稅についての條約に規定する稅率が無稅とされている機械類、電氣機器、光学機器、化学工業製品、紙製品、車両、家具その他の製品（次に掲げるものを除く。）のうち、經濟産業大臣が指定するものとする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定により輸入の割当てを受けるべきものとして公表されている製品又は關稅定率法第九条の二第一項（關稅暫定措置法第八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける製品</p> <p>三 五（省 略）</p>	<p>輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令（平成四年政令第二百五十号）（第九条関係）</p> <p>（特定製品輸入事業に係る製品）</p> <p>第三条 法第二条第三項の政令で定めるものは、關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表若しくは關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一に定める稅率又は關稅についての條約に規定する稅率が無稅とされている機械類、電氣機器、光学機器、化学工業製品、紙製品、車両、家具その他の製品（次に掲げるものを除く。）のうち、經濟産業大臣が指定するものとする。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定により輸入の割当てを受けるべきものとして公表されている製品又は關稅定率法第九条の二第一項（關稅暫定措置法第八条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける製品</p> <p>三 五 同 上</p>

改正案	現行
<p>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第十条関係）</p> <p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項の割当てを受けようとする者は、別表第二第一項に掲げる物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 法第八条の六第二項の割当てを受けようとする者は、別表第二第一項から第二項まで及び第一四項に掲げる物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 法第八条の七第一項の割当てを受けようとする者は、別表第三に掲げる物品について農林水産大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前二項の関税割当申請書を提出する場合には、法第八条の六第二項又は第八条の七第一項に規定するメキシコが発給する証明書を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p> <p>5～11 （省略）</p> <p>（通関手続等）</p> <p>第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の六第一項若しくは第二項又は第八条の七第一項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告）（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、</p>	<p>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第十条関係）</p> <p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の七第一項の割当てを受けようとする者は、別表第一第一項に掲げる物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 法第八条の七第二項の割当てを受けようとする者は、別表第二第一項から第二項まで及び第一四項に掲げる物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 法第八条の八第一項の割当てを受けようとする者は、別表第三に掲げる物品について農林水産大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前二項の関税割当申請書を提出する場合には、法第八条の七第二項又は第八条の八第一項に規定するメキシコが発給する証明書を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p> <p>5～11 同上</p> <p>（通関手続等）</p> <p>第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の七第一項若しくは第二項又は第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告）（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、</p>

<p>特例申告。以下この項において同じ。()に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。</p> <p>2及び3 (省略)</p>	<p>特例申告。以下この項において同じ。()に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。</p> <p>2及び3 同上</p>
---	---

改正案	現行
<p>ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条（省略）</p> <p>2 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十六条第一項の規定は、この政令に規定する原産地について準用する。</p> <p>（提出書類）</p> <p>第三条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 関税暫定措置法施行令第二十七条第四項及び第二十九条の規定は第一項の書類について、同令第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、同令第二十七条第四項中「証明に係る物品」とあるのは「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と、同令第二十八条中「法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品が特例申告に係る指定貨物である場合にあっては特例申告とし、当該証明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合にあっては当該蔵入れ申請等とする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 同上</p> <p>2 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第五十条第一項の規定は、この政令に規定する原産地について準用する。</p> <p>（提出書類）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 関税暫定措置法施行令第五十一条第四項及び第五十三条の規定は第一項の書類について、同令第五十二条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、同令第五十一条第四項中「証明に係る物品」とあるのは「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と、同令第五十二条中「法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品が特例申告に係る指定貨物である場合にあっては特例申告とし、当該証明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合にあっては当該蔵入れ申請等とする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）</p> <p>（提出書類）</p> <p>第二条（省略）</p> <p>2 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十七条第四項及び第二十九条の規定は、原産地証明書について準用する。この場合において、同項中「証明に係る物品」とあるのは、「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と読み替えるものとする。</p> <p>（原産地の意義）</p> <p>第三条 関税暫定措置法施行令第二十六条第一項の規定は、第一条及び前条第一項に規定する原産地について準用する。</p>	<p>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）</p> <p>（提出書類）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第五十一条第四項及び第五十三条の規定は、原産地証明書について準用する。この場合において、同項中「証明に係る物品」とあるのは、「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と読み替えるものとする。</p> <p>（原産地の意義）</p> <p>第二条 関税暫定措置法施行令第五十条第一項の規定は、第一条及び前条第一項に規定する原産地について準用する。</p>